

国民経済計算体系的整備部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革の基本方針の対応方針
雇用者報酬	<p><毎月勤労統計> (厚生労働省)</p> <p>① 2020年からのローテーション・サンプリングの導入に向けて着実に準備を実施する。(統計委員会の答申を得て、2018年より実施)</p> <p>② 継続標本による参考指標を作成し公表する。(同上)</p> <p>③ 標本抽出に事業所母集団データベースを用いる。(同上)</p>
これまでの統計委員会の意見	<p><平成26年度統計法施行状況報告審議></p> <p>① 第一種事業所について、調査期間を3年1か月とし、1年ごとに3分の1の標本を入れ替えるローテーション・サンプリングの導入に向け、都道府県を始めとした実査に係る関係機関との調整及び必要な予算の確保に向けて取り組む必要がある。</p> <p>② 平成30年1月をめどに開始する第一種事業所のローテーション・サンプリングへの経過的な移行に向け、経過措置も含めた具体的な移行のスケジュールや事業所母集団データベースの使用も含めた詳細な調査設計を検討することが必要である。</p> <p>③ ローテーション・サンプリングの下、継続標本を利用して指数を作成し、参考系列として提供していくことについても検討する必要がある。</p> <p><諮問第97号の答申> (平成29年1月27日) 今後の課題</p> <p>○ 調査票情報の長期保存を可能とするため、地方調査に係る調査票情報の保存体制 (保存責任者及び保存期間) について、厚生労働省は、早急に都道府県と調整を行う必要がある。</p>
各種研究会等での指摘	
担当府省の取組状況の概要	<p>1 平成32年1月分調査から、毎年3分の1ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングを導入 (30人以上事業所)</p> <p>平成34年1月のローテーション・サンプリングへの移行完了に向け経過措置を実施。(①関係)</p> <p>2 平成30年1月分調査から、母集団情報に事業所母集団データベースを利用。(③関係)</p> <p>3 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)を踏まえ、平成30年1月分調査から、常用労働者の定義を変更。</p>

	<p>4 全国調査及び特別調査の調査票情報の電磁的記録媒体の保存期間を、「永年」に変更。</p> <p>5 ローテーション・サンプリングの導入を踏まえ、平成32年1月分以降、標本入替え時における新旧指数をそのまま継続。</p> <p>6 交代しない事業所のデータを用いた継続指数を作成。(②関係)</p>
<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<p>① ローテーション・サンプリングの導入については、本委員会の方向性に沿った変更であり、適当。</p> <p>② 継続標本による参考指数の作成も平成30年1月分調査から公表されることから、実施済み。</p> <p>③ 母集団情報については、平成30年1月分調査から事業所母集団データベースに変更する予定であり、実施済み。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ 毎月勤労統計調査については、平成34年1月のローテーション・サンプリングへの移行完了に向け着実に進める。また、その結果公表については、移行期間である旨の説明を入れる等利用者の混乱を招かないよう努める。(厚生労働省)</p>
<p>備考(留意点等)</p>	<p>○ 平成29年度中に実施のものについては、次期基本計画に記載しない。</p>